

諮問番号：平成30年度諮問第 9号  
答申番号：平成30年度答申第18号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇府税事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号。以下「暫定措置法」という。）に基づく不申告加算金の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

##### (1) 審査請求書及び反論書における主張の要旨

ア 法人府民税、法人事業税及び地方法人特別税の確定申告書（以下「本件申告書」という。）は、期限内に提出されており、不申告加算金が課される合理的根拠が不明である。審査請求人は本件申告書を5月31日の夜に〇〇郵便局前のポストに投函しており、当該郵便物の消印が6月1日であったとしても、審査請求人が本件申告書を5月31日中に投函して提出した事実が変わりはなく、その到達が6月1日以降であろうと、提出期限後に提出されたことにはならない。本件申告書は、安易に法第20条の5の3に基づいて6月1日に提出があったとみなされるものではなく、本件処分は明らかに違法不当であるから取消しを免れない。

イ 本件処分に係る「法人府民税・法人事業税・地方法人特別税に係る更正・決定通知書」（大阪府税規則様式第7号。以下「本件通知書」という。）には、大阪府ホームページ「お問合せ集(FAQ)」質問と回答「Q&A番号：736」（「確定申告書の提出が期限後になったときは、法人事業税額の5%の不申告加算金が課される。なお、法人府民税に対する不申告加算金は課されません。」）に記載されているような最低限度の説明すらなく、「不申告加算金」の「通常部分」とあるものの、具体的に法人府民税・法人事業税・地方法人特別税のどの部分にどれだけかかるものなのか全く不明である。このように意味不明な処分では、官製の架空請求に等しく、高額な府税に対する適正な行政サービスとは認め難い。

ウ 本件処分の根拠となる審査請求人の行為によって、大阪府にどれだけの

具体的な損害が発生したのか、明確かつ合理的な説明が必要である。不申告加算金〇〇〇〇円を徴収するのに必要な経費等についても、税金の浪費とならないよう、明確かつ合理的な説明を求める。

エ 以上のように、本件処分には重大な事実誤認の違法等があるうえ、明白な理由不備と説明義務違反までであるため、重大明白な瑕疵があるといわざるを得ず、その取消しを免れない。

オ 大阪府は、これまで本件に限らず、行政手続法、地方自治法、地方公務員法、大阪府職員基本条例、大阪府行政手続条例等に基づいた適正な処分を行わず、審査請求人を含む府民に対して、親切丁寧な対応をしていない。大阪府政のあらゆる場面において、府民の理解が得られているとは言い難い状況にある。

上記のように、大阪府の不親切、不誠実、不明瞭、不平等な処分に対して、なぜ審査請求人が不合理な加算金を支払わなければならないのか、全く理解不能である。

万一、本件処分が取り消されない場合には、必ず上記に係る開示請求を行い、本件処分等に要した費用全般を確認し、法的措置を取らざるを得ないことを付言しておく。

なお、審査請求人は、現在までに少なくとも2件以上、大阪府知事に対して、抗議と提訴をしてきたが、未だ改善されておらず、余分な税金を支払うつもりは全然ない。

## (2) 平成30年10月10日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述(以下「審査会が実施した口頭意見陳述」という。)における審査請求人の主張等の概要

本件処分に係る手続には不備がある。事前に知らされていることではなく、その内容も明らかでなかったため、平等な手続ではない。

地域により郵便局の郵便窓口の営業時間が異なる状況において、郵便による申告書の提出時期が消印で判断されることは、平等原則に違反するものであり、わずか1日の遅れを理由とする本件処分は不平等な手続である。

さらに、大阪府は無駄な歳出を削るべきであり、歳出に係る説明を行う必要があるにも関わらず、大阪府は自身の税金の無駄遣いを棚に上げて、1日の遅れを理由として、不申告加算金を徴収するやり方は、改める必要がある。

## (3) 審査請求人から提出された主張書面の概要

審査会が実施した口頭意見陳述において、大阪府行政不服審査会事務局(以下「事務局」という。)の職員から、記録のために録音すること、質問権は付与しないこと、陳述人の録音や撮影は禁止されており、陳述は20分以内であること等が説明された。

事務局の職員にこれらの説明の根拠を尋ねたところ、陳述が20分以内であることについては明文規定がないと回答があり、質問権は付与しないことにつ

いては、明示されなかった。また、審査請求人は、事務局の職員に対して、録音の「書き起こし」の提供を求め、平成30年10月23日付けで、「書き起こし」の要約が「記録書」として送付されてきたが、都合よく要約された内容であった。

公平に見える口頭意見陳述の機会でも、審査請求人の録音は認められておらず、通常「書き起こし」は提供されていない。情報量、検証可能性等の格差は明白で、審査請求人には著しく不公平な手続である。

そもそも、処分庁の不誠実、不明瞭、不平等な処分に対して、不合理な加算金を支払うべき合理的根拠が存在しないことは自明である。本件口頭意見陳述には、手続上重大明白な平等原則違反があることは明らかである。手続上の不備が重大明白である以上、それに基づく審理及び処分は、取消しを免れない。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 本件申告書の提出日について

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）の終了の日は、平成29年3月31日であり、その日から2か月後の平成29年5月31日は水曜日であることから、第5の1（5）及び（7）の規定により、申告納付期限は、平成29年5月31日となる。

また、第5の1（6）の規定により、申告等に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときは、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされる。本件申告書は郵便により処分庁に提出され、その郵便物の通信日付印により表示されていた日は、平成29年6月1日であったことから、平成29年6月1日に本件申告書は提出されたものとみなされる。

したがって、本件申告書を申告納付期限である平成29年5月31日までに提出したという審査請求人の主張を認めることはできない。

#### (2) 不申告加算金決定の根拠について

第5の1（8）の規定により、申告書の提出期限後にその提出があった場合においては、申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な事由があると認められる場合を除き、不申告加算金が課されるが、前記（1）

のとおり、申告書の提出期限後に本件申告書の提出があったものとみなされる。また、提出期限までに申告書の提出がなかったことについての正当な事由とは、交通、通信の途絶等により申告期限内に申告書を提出できなかった場合、又は、災害等により申告書の提出期限の延長の申請ができなかった場合をいうものと解されるが、審査請求人において、提出期限の平成29年5月31日までに本件申告書の提出がなかったことについて正当な事由がある旨の主張立証はなかった。

また、第5の1(9)の条件を満たすときは、不申告加算金は徴収しないこととされているが、本件申告書に係る納付すべき税額の全額が納付されたのは、平成29年6月1日であり、申告納付期限である平成29年5月31日を過ぎたの納付であったと認められるので、この条件も満たさない。

以上のとおり、本件申告書は提出期限後に提出され、例外規定の適用もないことから、不申告加算金が課される合理的根拠が不明であり本件処分が違法不当であるという審査請求人の主張を認めることはできない。

#### (3) 本件処分に係る理由の提示の不備等について

不利益処分とは、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課すものとされているところ、本件処分は法に基づき、審査請求人あてに、加算金の納付義務を課すことから、不利益処分である。そして、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、第5の1(10)に記載のとおり、当該不利益処分の理由を示さなければならないが、本件通知書には、根拠法令の記載とともに、不申告加算金の算出の基礎となる税額、不申告加算金の割合、不申告加算金額といった算定根拠並びに不申告加算金決定の理由が記載されていることから、理由の提示に不備等があるという審査請求人の主張を認めることはできない。

なお、審査請求人は、本件処分の根拠となる審査請求人の行為によって、大阪府にどれだけの具体的な損害が発生したのか明確かつ合理的な説明が必要であることを主張しているが、不申告加算金は、申告納税制度の秩序を維持するため、税法の適正な執行を妨害する事実等の防止と制裁措置の性質をもつ負担として課される罰金金的な性格をもつものと解されており、損害に伴う補償金や賠償金等の性格をもつものではない。

#### (4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

その他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

平成30年 8月 8日 諮問書の受領

平成30年 8月10日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：8月31日

	口頭意見陳述申立期限：8月31日
平成30年 8月21日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受領
平成30年 8月22日	第1回審議
平成30年10月10日	審査請求人の口頭意見陳述実施、第2回審議
平成30年11月 1日	第3回審議
平成30年11月13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：11月30日
平成30年11月22日	第4回審議
平成30年11月28日	審査請求人の主張書面（11月27日付け）の 受領
平成30年12月20日	第5回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 法令等の規定

- (1) 法における用語の意義は、地方税は、道府県税又は市町村税をいい、地方団体の徴収金は、地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう（法第1条第1項）。
- (2) 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない（法第3条第1項）。
- (3) 道府県税は、普通税及び目的税とされており、道府県は、普通税として、道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税及び鉱区税を課するものとする（法第4条第1項及び第2項）。
- (4) 行政手続法（平成5年法律第88号）第3条又は第4条第1項に定めるもののほか、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同法第二章（第8条を除く。）及び第三章（第14条を除く。）の規定は、適用しない（法第18条の4）。
- (5) 法により定められている期限が休日その他政令で定める日（以下「休日等」という。）に該当するときは、法の規定に関わらず、これらの日の翌日をもその期限とみなす（法第20条の5第2項）。
- (6) 一定の期限までになすべきものとされている申告等に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときは、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす（法第20条の5の3）。
- (7) 法人の事業税及び地方法人特別税の徴収は、申告納付によるものとされており、事業を行う法人は、事業年度の終了の日から2か月以内に申告納

付しなければならない（法第72条の24の12、法第72条の25第1項及び暫定措置法第10条）。

(8) 法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告につき、申告書の提出期限後にその提出があった場合においては、当該申告書に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額の不申告加算金を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な事由があると認められる場合はこの限りでない（法第72条の46第2項、第5項第1号及び暫定措置法第15条第1項）。

(9) 申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、不申告加算金は徴収しない（法第72条の46第7項）。

そして、申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合とは、次のいずれにも該当する場合である（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第33条の5）。

- ・申告書の提出があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて法第72条の46第7項の規定の適用を受けていないとき。

- ・納付すべき税額の全額が納期限の日までに納付されている場合。

(10) 不利益処分である不申告加算金の賦課決定処分をする場合には、その名宛人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない（行政手続法第14条第1項、法第1条、法第3条、法第4条、法第18条の4）。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、審査請求書等）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件事業年度に係る本件申告書を、処分庁に郵便により提出し、その通信日付印は平成29年6月1日であった。また、審査請求人は、平成29年6月1日、本件申告書に係る納付すべき全額を納付した。

(2) 処分庁は、前記(1)の事実に着目し、本件申告書の提出期限後にその提出があったとして、法第72条の46並びに暫定措置法第10条及び第15条に基づき、審査請求人に対し、平成〇〇年〇月〇〇日付けで、本件処分を行い、本件通知書を審査請求人あてに通知した。

(3) 平成〇〇年〇〇月〇日、審査請求人は、本件申告書は期限内に提出したものであり、本件処分には重大明白な瑕疵があるなどとして、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 3 判断

#### (1) 本件申告書の提出日について

本件事業年度の終了の日は、平成29年3月31日であり、その日から2か月後の平成29年5月31日は休日等に当たらないことから、第5の1(5)及び(7)の規定により、申告納付期限は、平成29年5月31日となる。

本件についてみると、郵便により処分庁に提出された本件申告書に係る通信日付印により表示されていた日は、平成29年6月1日である。第5の1(6)のとおり、一定の期限までになすべきものとされている申告等に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときは、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなすこととされていることから、本件申告書は平成29年6月1日に提出されたものとみなされるということができる。

また、申告書の提出期限までにその提出がなかったことについての正当な事由とは、交通、通信の途絶等により申告期限内に申告書を提出できなかった場合、又は、災害等により申告書の提出期限の延長の申請ができなかった場合をいうものと解される。審査請求人において、申告書の提出期限までにその提出をしなかったことについて正当な事由があったこと、あるいは、郵便物の集配の遅延等、正当な事由に該当する特段の事情があったことをうかがわせることに関して、主張や資料の提出がされておらず、また、審理員が平成〇〇年〇月〇〇日付けで実施した口頭意見陳述(以下「審理員が実施した口頭意見陳述」という。)に係る聴取結果記録書や審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人の陳述からも確認できないことから、本件申告書は申告書の提出期限までに提出されたとの審査請求人の主張を認めることはできない。

#### (2) 本件申告書に係る納付すべき全額が納付された日等について

ア 前記2(1)のとおり、本件申告書に係る納付すべき税額の全額が納付された日は、審査庁から提出された諮問書の添付書類である「法人府民税、法人事業税・地方法人特別税領収済通知書」から平成29年6月1日であることが確認できる。また、審理員が実施した口頭意見陳述に係る聴取結果記録書においても、国税の納付日は平成29年5月31日であるが、法人府民税等の納付日が平成29年6月1日であること、法人府民税等の納付が遅れた理由ははっきりしないが、適正に申告したつもりである旨を審査請求人が陳述したことが記されている。さらに、審査会が実施した口頭意見陳述において、法人府民税等の納付日が6月1日であることに関して、国税の納付日と異なる理由が存すること、特段の事情が存することに係る説明がなかったことから、本件申告書に係る納付すべき税額の全額が納付された日は平成29年6月1日であることが確認できる。

イ 第5の1(8)のとおり、申告書の提出期限後にその提出があった場合においては、申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な事由があると認められる場合を除き、不申告加算金が課される。

ただし、第5の1(9)の令第33条の5の各号のいずれにも該当する場合、不申告加算金は徴収しないこととされている。

本件についてみると、前記アのとおり、申告納付期限は平成29年5月31日であるところ、本件申告書に係る納付すべき税額の全額が納付された日は、申告納付期限を過ぎた平成29年6月1日であったことが認められることから、不申告加算金は徴収しないこととされる令第33条の5に定める場合に該当しないことが確認できる。

ウ 以上のとおり、申告書の提出期限までに本件申告書の提出がなく、かつ、本件申告書に係る納付すべき税額の全額が申告納付期限までに納付されていなかったことから、不申告加算金を課すこととした本件処分に誤りは認められない。

(3) 本件処分に係る理由の提示の不備等について

第5の1(10)に記載のとおり、不利益処分である不申告加算金の賦課決定処分をする場合には、その名宛人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない。

本件についてみると、本件通知書には、本件処分に係る根拠法令、算定根拠として、不申告加算金の算出の基礎となる税額、不申告加算金の割合、不申告加算金額、不申告加算金決定の理由の記載が確認できることから、行政手続法等に反する不備のある理由の提示とは言えず、本件処分に誤りは認められない。

なお、審査請求人は、本件処分の根拠となる具体的な損害額の説明が必要であること、第5の1(6)に記載の規定である申告書等の申告等に関する書類が郵便により提出されたときは、その郵便物の消印により申告書の提出日が判断される制度は平等原則に反するものであり、不合理な制度であること、本件処分は不親切であり、不誠実な処分、不平等な処分等であること、大阪府の歳出のあり方への批判、審査会が実施した口頭意見陳述に係る手続は不公正であり、重大な平等原則違反である等、種々主張するが、これらの主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではないことから、上記判断を左右するものではない。

(4) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会  
委員(部会長) 野一色 直人  
委員 平岡 久

委員

松村 信夫